

## 電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

### 第1章 総則 (用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1~90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するためには、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

##### (接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行なうことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行なう接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行なうことを要します。

(1) ~ (8) (略)

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行なう協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行なうことを要します。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

新

### 第1章 総則 (用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1~90 (略)	(略)
90-2 特定光信号端末回線	光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するためには、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに収容されるものに限ります。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、収容される光ファイバケーブルの敷設時において、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの

### 第3章 協定の締結手続き等

#### 第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

##### (接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条 接続申込者（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第3欄又は第4欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される1の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行なうことができます。

ただし、第2号から第5号の申込みを行なう接続申込者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行なうことを要します。

(1) ~ (8) (略)

##### (9) 特定光信号端末回線で接続する場合

###### 接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の特定光信号端末回線等

2 協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第5条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第4号に定める前項第2号又は第3号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。

ただし、第4号の申込みを行なう協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第2項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るために協議を行なうことを要します。

(1) ~ (4) (略)

(5) 前項第6号に規定するIP通信網終端装置、IP通信網収容装置、IP通信網間接続装置若しくはLA

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置又は前項第8号に規定する分波光変換装置  
隨時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3（様式）様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込みを行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）を行っている必要はありません。

N型通信網間接続装置、前項第7号に規定する伝送装置、前項第8号に規定する分波光変換装置又は前項第9号に規定する特定光信号端末回線

隨時。

3～4 (略)

(申込みに必要な資料の提出)

第24条 接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者を除きます。）は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、次の各号に規定する資料を提出することを要します。

(1)～(5) (略)

(完成通知)

第28条 当社は、第23条第1項第9号の場合を除き、その接続用設備の検査及び試験を行った後、その接続申込者に対して接続用設備が完成したことを別表3（様式）様式第20の書面により通知します。

第6節の2 当社の光回線設備等との接続に関する手続き

（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）

第34条の4

1～15 (略)

16 接続申込者は、当社の特定光信号端末回線と接続しようとするときは、当社に対し、特定光信号端末回線線路設備調査申込書により、特定光信号端末回線についての調査の申込み（特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、当該接続申込者を代表する事業者（以下、「代表事業者」とします。）が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共に用することを希望する場合は、接続申込者が、当社が開示する協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報（接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。）を確認し、この申込みと併せて当該設備の共用に係る調査の申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、当社は、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、申込みの到達した日から1ヶ月以内に、接続申込者が指定した利用区間に係る特定光信号端末回線の概算提供可能時期等を特定光信号端末回線線路設備調査回答書により、回答します。（共用に係る調査の申込みがあった場合には、共用することを希望する光ファイバケーブルの分岐する箇所の上限が1となるように回答します。また、共用することを希望する光ファイバケーブルが既に敷設されたものであったときには、その光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線と接続している他の協定事業者名を回答内容に含みます。なお、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きく、共用を行わない場合に比して著しく不経済となると当社が判断したときには、その旨の通知をもって調査回答とみなします。）なお、接続申込者は、この申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）を行っている必要はありません。

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回

17 接続申込者は、前項に規定する回答を当社が行った日から1ヶ月以内に、当社に対し、特定光信号端末回

との接続の申込みを行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

線との接続の申込み（特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルを新たに敷設し、複数の接続申込者で共用することを希望する場合は、代表事業者が、この申込みに先立って当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。また、他の協定事業者が接続している特定光信号端末回線が収容される既に敷設された1の光ファイバケーブルを当該協定事業者と共用することを希望する場合は、接続申込者がこの申込みと併せて当該設備の共用に係る申込みを行うことを要します。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、その特定光信号端末回線と組み合わせて利用する光信号端末回線の接続申込みを併せて行うこと及び事前に特定光信号端末回線の敷設又は特定光信号端末回線が収容される1の光ファイバケーブルの共用に係る調整を行うことを要します。当社は、第22条（接続申込みの承諾）第1項各号の場合（共用に係る申込みがあったときは、共用の対象となる既に敷設された光ファイバケーブルに収容される回線に利用可能なものが無い場合等を含みます。）を除き、受け付けをもって特定光信号端末回線に係る接続の申込みの承諾とし、特別な工事が必要となる場合、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合、光ファイバケーブルを新たに敷設する工事の規模が大きい場合又は共用に係る調査の申込みがあったときにおいては既に他の接続申込者から当該共用に係る調査の申込みが行われている場合等の特別の事情がない限り、接続の申込みの承諾を行った日から2ヶ月以内に提供可能時期を通知します。

## 第6章 権利

### 第1節 権利

#### （守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(9) (略)

## 第6章 権利

### 第1節 権利

#### （守秘義務）

第47条 当社及び協定事業者は、接続にあたり相互に知り得た当社又は協定事業者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

(1)～(9) (略)

(10) 特定光信号端末回線との接続に関し、第34条の4（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第16項の規定に基づき協定事業者が接続する特定光信号端末回線の管理番号、収容されている通信用建物の名称及び利用区間の終点のエリアに係る情報を開示する場合又は他の協定事業者名を回答する場合

## 料金表

### 第1表 接続料金

#### 第1 緩使用料

#### 2 料金額

#### 2-1 端末回線伝送機能

#### 2-1-1 基本額

#### 2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	_____	_____
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄で接続する場	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	_____

## 料金表

### 第1表 接続料金

#### 第1 緩使用料

#### 2 料金額

#### 2-1 端末回線伝送機能

#### 2-1-1 基本額

#### 2-1-1-1 基本料

区分		単位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	_____	_____
(9) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄で接続する場	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	_____

合)		ウ 2Gbit/s から100Gbit/s までの符合 伝送が可能なもの	(略)	_____	_____
----	--	---	-----	-------	-------

## 2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)	_____	_____	_____
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 1回線ごとに	339円	_____

合)		ウ 2Gbit/s から400Gbit/s までの符合 伝送が可能なもの	(略)	_____	_____
----	--	---	-----	-------	-------

## 2-11 その他の機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(25) (略)	_____	_____	_____
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能 1回線ごとに月額	339円	_____

## 附 則（令和3年12月3日東相制第21-00043号）

### （実施時期）

1 この改正規定は、令和3年12月3日から実施します。ただし、この改正規定における変更のうち、第68条（手続費の支払義務）第1項第13号、第95条の3（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第1項、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）については、当社の準備が整い次第実施します。

### （特定光信号端末回線との接続に係る経過措置）

2 協定事業者は、当社が卸電気通信役務を提供するために当該協定事業者の個別要望により当該協定事業者の個別の費用負担で当社が敷設した光ファイバケーブルについて、協定に基づくものとして取り扱うように変更を希望するときは、当社が別に定める期日までに対象となる回線（卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線又は敷設の申込みを行っている回線をいいます。）を指定して変更の申込みを行うことを要します。当社は、当該光ファイバケーブルに収容される卸電気通信役務として当該協定事業者が現用の回線及び敷設の申込みを行っている回線が全て指定されている場合には、その申込みを承諾するものとし、当社の準備が整い次第、当該光ファイバケーブルを特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うための変更に係る対応を行います。

3 協定事業者は、前項の規定により、変更に係る対応を行ったときには、以下に定める手続費の支払いを要します（ただし、変更に係る対応を行った回線が令和3年4月1日以降に敷設の申込みがあったものである場合を除きます。）。

区分	単位	料金額	備考
卸電気通信役務契約に基づく提供から協定に基づく提供に取り扱いを変更する ア 当社の回線管理に係るシステムへの登録に要する費用	1回線ごとに	当該システムへの登録のために必要となる費用（システムの開発及び登録に係る費用（外注費、物品費、人件費等の費用をもとに当社が算定します。））を、登録の対象となる回線数の合計で除して得た額	

<p><u>ために必要な手続費</u></p>	<p><u>イ ア以外に変更に係る対応に伴い作業を行う場合に要する費用</u></p>	<p><u>1回線ごとに</u></p>	<p><u>料金表第2表（工事費及び手續費）第1（工事費）2（工事費の額）2-4（2-3に適用する作業単金）に規定する作業単金に作業に要する時間及び料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率に1を加算して得た額を乗じて得た額</u></p>	
-------------------------	---	----------------------	--	--

4 当社は、第2項の規定により変更に係る対応を行い、特定光信号端末回線との接続に係る協定に基づくものとして取り扱うこととなった光ファイバケーブルに収容される特定光信号端末回線については、料金表第1表（接続料金）第2（網改造料）1-1（網改造料の対象となる機能）第70欄に規定する機能に係る網改造料の算定において、法定耐用年数を経過しているものとみなすこととします。なお、その算定に用いる当該設備の取得固定資産価額を当社が把握できないときは、卸電気通信役務の提供時の料金額とその算定に用いていた諸比率をもとに算出した値をもとに、協定事業者と協議の上決定した値を当該設備の取得固定資産価額とみなすこととします。

旧	新
技術的条件集別表 38	技術的条件集別表 38
<b>【参照規格一覧】</b> (略)	<b>【参照規格一覧】</b> (略)
	[9] IEEE 802.3cu-2021 – IEEE Standard for Ethernet – Amendment 11: Physical Layers and Management Parameters for 100 Gb/s and 400 Gb/s Operation over Single-Mode Fiber at 100 Gb/s per Wavelength [10] “Multiprotocol Extensions for BGP-4”, IETF RFC4760, Jan 2007.
(略)	(略)
2. インタフェース仕様	2. インタフェース仕様
2. 1 レイヤ1	2. 1 レイヤ1
物理層のインターフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR/ER/SR および 1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インターフェースにおける当社の LAN 型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1 の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社の LAN 型通信網間接続装置への光送出を停止すること。	物理層のインターフェース条件は、IEEE802.3 規格の 10GBASE-LR/ER/SR および 1000BASE-SX、1000BASE-LX、100GBASE-LR4、400GBASE-FR4/LR8 に準拠し、各々の転送速度でベースバンド信号の転送を行う。なお、本インターフェースにおける当社の LAN 型通信網間接続装置と直接協定事業者の装置の間に、レイヤ1 の伝送装置を設置する場合には、当該伝送装置においてリンクダウン転送（リンクパススルー）機能を有効とし、伝送区間故障発生時に当社の LAN 型通信網間接続装置への光送出を停止すること。
2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目) (略)	2. 1. 1 インタフェース条件 (10Gbit/s 品目) (略)
2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目) (略)	2. 1. 2 インタフェース条件 (1Gbit/s 品目) (略)
2. 1. 3 インタフェース条件 (100Gbit/s 品目) (略)	2. 1. 3 インタフェース条件 (100Gbit/s 品目) (略)
	<u>2. 1. 4 インタフェース条件 (400Gbit/s 品目)</u> 光コネクタは、JIS C 5964-20 規格の LC コネクタを使用する。光ケーブル

は、JIS C 6835 規格のシングルモード光ファイバ（2芯）を使用する。  
詳細仕様は IEEE802.3 規格の第 122 章、151 章を参照のこと。

2. 2 レイヤ2  
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I Pv4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 ICMP

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング

(以下、略)

2. 2 レイヤ2  
(略)

2. 3 レイヤ3

2. 3. 1 I Pv4

IETF RFC791 準拠

2. 3. 2 ICMP

IETF RFC792 準拠

2. 3. 3 ルーティング方式

スタティックルーティング  
IETF RFC4760 準拠

(以下、略)